福井市での定住・就業を希望する30歳未満の皆さんへ

奨学金の返還を支援します！

最長6年間 最大120万円

※100万円＋子の誕生20万円

毎年の返還費用の100％を補助

（上限20万円／年）

支援を受けるには、まず認定申請（事前登録）をしてください。

申請推奨期間
4～6月,10～12月
※それ以外の期間も申請可

【認定要件】以下の❶～❺を全て満たす方

❶ ３０歳未満の方（認定申請の年度の４月１日時点）
❷ 日本学生支援機構が貸与する奨学金及び福井県大学奨学金の返還を予定している方または返還をしている方（海外留学のための奨学金を除く）
❸ 福井県ＵＩターン奨学金返還支援制度の交付対象でない方（併用不可）

新卒者 ▶▶ 認定申請時に在学中の方

❹ 認定申請の年度に大学等を卒業する見込みの方
❺ 市内中小企業に正規雇用で就業予定の方

既卒者 ▶▶ 認定申請時に大学等を卒業している方

❹ 認定申請の年度に福井市外に住んでいる方・住んでいた方
❺ 市内中小企業に正規雇用で就業予定の方（認定申請の年度に市内中小企業に正規雇用で就業していない期間があること）

申請問合せ先
福井市 商工労働部 商工労政課
〒910-0004 福井県福井市宝永２丁目４-10 宝永分庁舎
TEL：0776-20-5325　FAX：0776-20-5323
E-mail：syoukou@city.fukui.lg.jp

詳しくはこちら

令和８年度発行

福井市未来を拓く 奨学金返還支援事業

【認定申請】次の書類を提出してください

新卒者

1. 支援対象者認定申請書（様式第１号）
2. 大学等の在学証明書
3. 奨学金貸与証明書またはこれに準ずる書類
4. 住民票の写し

既卒者

1. 支援対象者認定申請書（様式第１号）
2. 大学等の卒業証明書
3. 奨学金貸与証明書またはこれに準ずる書類
4. 住民票の写し（市外に住所を有していたことを証明できる書類）

申請書の様式はこちら

【交付申請（請求）の要件】

1. 支援対象者の認定を受けている方
2. 福井市内に住所を有する方
3. 市内中小企業に正規雇用されている方
4. 大学等在学中に奨学金の貸与を受けた方で、自ら奨学金を返還している方
5. 補助対象となる奨学金の返還を滞納していない方
6. 市税の滞納がない方
7. 福井県ＵＩターン奨学金返還支援制度の交付対象でない方（併用不可）
8. 奨学金返還に関する他の補助金を受けていない方

支援対象は、交付申請の前年（1～12月）に返還した奨学金であり、認定を受けた翌月以降、就業している期間の分です。

【認定から交付までの流れ】

新卒者 認定申請の年度（在学中）▶▶ 認定申請の翌年度

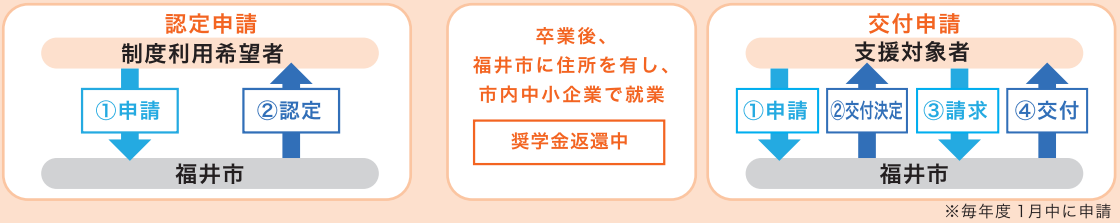

※毎年度１月中に申請

既卒者 認定申請の年度 ▶▶ 認定申請の年度または翌年度

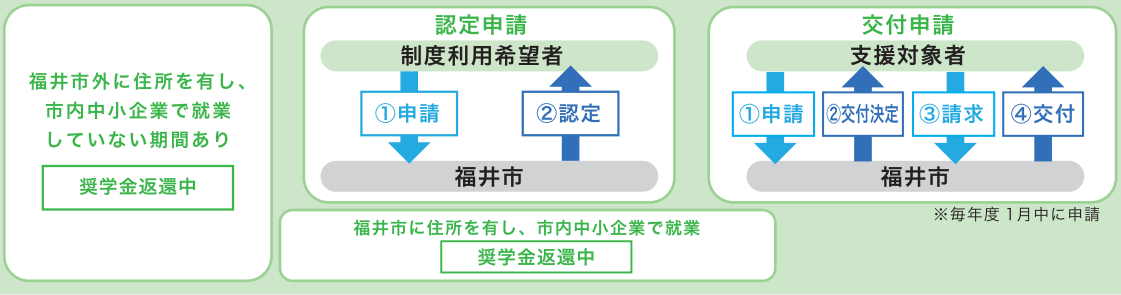

※毎年度１月中に申請

補助対象期間（イメージ）

例）令和９年４月１日に就職して、令和９年10月から奨学金を返還する場合

令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
10～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～12月の返還額が対象	1～9月の返還額が対象

最大５年間（60か月）

子が生まれた場合は **1年延長**

→令和９年度に交付申請する返還額（以後、令和14年度まで毎年申請が必要）

令和8年度発行